

青森県報

第三千六百六十八号

平成二十一年
十一月三十日
(月曜日)

目次

告示

道路の区域の変更……………	(道路課) …… 一
道路の供用の開始……………	(同) …… 二
青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………	(経理課) …… 二
公 告	
農地保有合理化事業規程の変更の承認……………	(構造政策課) …… 二
建設業者の許可の取消し……………	(西北地域局) …… 二
出先機関	
土地改良区の役員の内任……………	(上北地域局) …… 三
土地改良区の役員の内任及び退任……………	(同) …… 三

1	図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
国 道 一〇一号				西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字大和田三八の三から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字砂山一〇九の二まで	前 一・九・二〇メートルから 後 一・九・二〇メートルから 後 一・七・五〇メートルから	七八・〇〇メートル 七八・〇〇メートル 七八・〇〇メートル		

告示

青森県告示第七百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年十二月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

公営企業

正 誤

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程(病院局(経営企画室) …… 四)

平成二十一年三月三十日号外第二十四号訓令中…………… (人事課) …… 四

青森県告示第七百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年十二月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
国道 一〇一号	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字大和田三八の三から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字砂山一〇九の二まで	平成二・二・三〇
県道 稲盛千代町山田線	北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字崎尻八の二から つがる市森田町山田滝元三一の四まで	"

青森県告示第七百六十号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

支店 つがる農業協同組合梅沢支店	五所川原市大字梅田
支店 つがる農業協同組合栄支店	五所川原市大字広田
支店 つがる農業協同組合松島支店	五所川原市大字吹畑

及び

つがる農業協同組合飯詰 五所川原市大字飯詰
支店

を削る。

公 告

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により、相馬村農業協同組合の農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成二十一年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業をいう。）

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 尾崎建設
- 二 氏名 尾崎 繁
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡鶴田町大字大巻字川瀬九九の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一五三四五号
- 五 取消年月日 平成二十一年十月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可

七 土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
取消しの原因となった事実

平成二十一年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大堰土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年十一月三十日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	中 岫 達雄	上北郡七戸町字中岫東道添二九の一	平成三・三・二四

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大浦土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年十一月三十日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退 任の年月日
理事	蛭名 敏善	上北郡東北町大字大浦字大浦一七	平成三・八・三就任
	瀬川 桂吾	字徳万才六の	
	阿部 一彦	字才市田四三	
	蛭名 博文	字大浦一五の	
	佐々木 千代寿	字中岫平五三	
	佐々木 博英	字徳万才三一	
	柴田 英悦	字大浦一〇	
	米内山 元	字古館二三の	
監事	蛭名 義範	字堀ノ内五四	
	佐々木 千三郎	字徳万才三七	
	阿部 義政	字観音沢一七	
理事	蛭名 敏善	字大浦一七	三・八・二退任
	瀬川 桂吾	字徳万才六の	
	米内山 道良	字古館一九の	
	佐々木 千代寿	字中岫平五三	
	佐々木 博英	字徳万才三一	
	柴田 英悦	字大浦一〇	
	高松 博幸	字三〇の	
	高松 寿和	字白旗九の四	
	田嶋 英夫	七戸町字野崎狐久保一七四	
	米内山 秀博	東北町大字大浦字才市田三一	
監事	阿部 義政	字観音沢一七	

” ”	佐々木 千三郎
蛸名 義範	” ”
” ”	” ”
” ”	” ”
” ”	字徳万才三七 字堀ノ内五四
” ”	” ”

公 営 企 業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十一年十一月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

人 事 課

発行年月日	発行番号	区分	番号	ページ	段	行	誤	正
平成三〇年 号外第一四号	訓令甲 第九号			七 二	下	六	以下、 「214,600」	以下 「214,600」七

青森県病院事業管理規程第八号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第九項中「九階西病棟看護班」の下に「及びR I病棟看護班」を加える。

附 則
この規程は、平成二十一年十二月一日から施行する。

正 誤

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭